

## 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領等の改正について

令和 5 年 1 1 月  
国土交通省航空局安全部  
無人航空機安全課

### 1. 概要

無人航空機を飛行させる場合、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条の85第 1 項に定められた飛行の禁止空域における飛行については同条第 2 項又は第 4 項第 2 号の規定による国土交通大臣の許可、また法第 132 条の86第 2 項に定められた飛行の方法によらない飛行については同条第 3 項又は第 5 項第 2 号の規定による国土交通大臣の承認がそれぞれ必要とされている。

国土交通省航空局では、当該許可及び承認に係る具体的な審査基準として「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成 27 年 11 月 17 日国空航第 684 号、国空機第 923 号。以下「審査要領」という。）を定め、許可・承認を行うに当たっての無人航空機の機能及び性能並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力等の要件を規定している。

今般、特に中山間地域における無人航空機を活用した生活物資の配送サービスの事業化等を強力に推進するため、デジタル技術の活用（機上カメラによる歩行者等の有無の確認）により補助者・看板の配置といった現在の立入管理措置を撤廃するとともに、操縦ライセンスの保有と保険への加入により道路の横断等を容易とする制度（「レベル 3.5 飛行」）を導入することとし、審査要領等について所要の改正を行う。

### 2. 改正内容

[目視外飛行（法第 132 条の 86 第 2 項第 2 号関係）]

- （1）荷物配送等をはじめとしたレベル 3 飛行において、飛行経路下の立入管理区画に道路、鉄道、家屋等が含まれている場合には第三者の立入管理措置を講じる必要があるところ、機体に設置されたカメラにより進行方向の飛行経路下に第三者の立入りが無いことを確認できることが示されている場合については、補助者の配置や看板の設置等を不要とする。

（申請者の責任において、無人航空機、カメラ、モニター等の特性や想定されるリスクを十分に考慮の上、第三者の立入りが無いことを確認するための運航条件の設定等を行う。）

- （2）荷物配送等をはじめとしたレベル 3 飛行において、次を全て満たすことで、自動車が行き交う道路等（移動車両上空を含む）上空の一時的な横断を可能とする（「レ

ベル 3.5 飛行」)。

- ・ 機体に設置されたカメラにより進行方向の飛行経路下に第三者の立入りが無いことを確認できることが示されていること。また、道路等への墜落を避けるための緊急着陸地点の選定等、運航上の安全対策を設けていること。
- ・ 飛行させる無人航空機に対応した現に有効な無人航空機操縦者技能証明（目視内飛行の限定解除を受けたもの）を保有していること。
- ・ 第三者の負傷や交通障害等の不測の事態が発生した場合に十分な補償が可能な第三者賠償責任保険に加入していること。

[物件投下（法第 132 条の 86 第 2 項第 6 号関係）]

（3）物件投下を行う飛行において、立入管理区画内に投下可能であることを実証飛行等にて確認できた場合には、物件投下を行う際の高度規制（原則 1 m 以下）を適用しないこととする。

（4）その他関連通達等の所要の改正

### 3. 改正予定

公布・施行：令和 5 年 1 2 月下旬頃